



答 申 書

出雲市下水道使用料について

令和5年（2023）1月27日

出雲市上下水道料金等審議会

出雲市長 飯塚俊之 様

出雲市上下水道料金等審議会
会長 山岡 尚

出雲市下水道使用料について（答申）

令和4年（2022）7月15日付け、経企第124号で諮問された出雲市下水道使用料について、慎重に審議を重ねた結果、結論を得たので次のとおり答申する。

記

1. 下水道使用料の額

(1)従量制について

改定率18.0%の引上げとすることが適当である。

従量制（温泉汚水）を廃止し、新料金表は、表1とすることが適当である。

表1 (消費税抜き)

区分（1か月につき）	汚水量	使用料（円）
基本料金	8 m ³ までの分	1,410
超過料金 （1 m ³ につき）	8 m ³ を超え16 m ³ までの分	169
	16 m ³ を超え25 m ³ までの分	205
	25 m ³ を超え50 m ³ までの分	224
	50 m ³ を超え100 m ³ までの分	247
	100 m ³ を超え200 m ³ までの分	273
	200 m ³ を超え500 m ³ までの分	297
	500 m ³ を超える分	325

(2)人数制について

改定率18.0%の引上げとし、新料金表は、表2とすることが適当である。

表2 (消費税抜き)

区分（1か月につき）	使用料（円）	区分（1か月につき）	使用料（円）
1人世帯	2,130	5人世帯	7,180
2人世帯	3,390	6人世帯	8,440
3人世帯	4,650	7人以上の世帯	9,700
4人世帯	5,910		

2. 改定の時期

令和6年（2024）4月1日とすることが適当である。

3. 附帯意見

現在の経済状況や改定率に鑑み、市民負担への影響を考慮し一時的に大幅な負担増とならないよう配慮をされたい。

また、今後の下水道事業の経営にあたっては、社会情勢や汚水処理量の動向等に応じた、適切な使用料水準及び使用料体系となるよう、使用料算定期間である4年を目安に定期的な検討をされたい。

答申にあたって

1. 諮問について

本市の下水道事業は、昭和55年度以降、公共下水道事業等の各事業を供用開始しており、未普及解消の整備が進み改築更新の時代を迎えている。また、老朽化の進展に伴う更新費用の増加が見込まれる一方、下水道使用料は、地域によっては人口の減少が見込まれるなど、今後、大幅な増収は期待できない状況である。さらに、資本費平準化債借入額が年々減少していくことが明らかとなっており、下水道事業の経営環境は一層厳しいものとなっている。

このような状況の中、令和4年7月15日、市長から出雲市上下水道料金等審議会に対し、『下水道使用料の額』及び『改定の時期』について諮問を受けた。本審議会では、12名の委員により、7回の審議会を開催し、市民生活の重要なインフラである下水道施設の適切な改築更新、経営の安定化、また将来世代を含めた負担の公平性を見据え、慎重な審議を行った。

※資本費平準化債：建設改良費の財源として過去に借入をした企業債の返済に対するものとして特別に借入が認められている

2. 出雲市下水道事業の状況

(1)経営状況について

収益的収支においては、公共下水道事業の未普及解消の整備が進み、処理区域内の水洗化人口の増加に伴い有収水量の増加を見込んでいるため、当面の間は使用料収入も増加していくと見込まれる。また、出雲市汚水処理施設整備計画（概成計画）の見直しを検討されており、令和9年度以降に公共下水道整備を予定している区域を合併処理浄化槽設置整備事業による汚水処理の区域に変更される方向であることから、長期的には施設の老朽化などによる修繕費の増加が見込まれている。

資本的収支においては、施設整備から維持更新の事業運営へ移行するため、建設改良費の返済に充てられる資本費平準化債借入可能額が減少することにより収入が大きく減少し、支出では企業債の償還が、今しばらく高い水準で推移していくことが見込まれている。

これらのことから、下水道使用料が現行水準のままでは、令和10年度には内部留保資金の枯渇が想定される状況である。

(2)施設状況について

本市の下水道事業は、公共下水道事業等の整備を進めてきた結果、浄化槽を合わせた令和3年度末の汚水処理人口普及率は89.5%となっている。維持管理している施設は、処理場が53箇所、ポンプ場やマンホールポンプ等が679箇所と多数ある。管路延長は約1,200kmにも及び、現在は、法定耐用年数(50年)を経過していないものの、公共下水道では約60%が、公共下水道以外では約70%が供用開始後20年以上経過するなど、老朽化は確実に進んでいる。

3. 使用料改定の基本的考え方

下水道事業は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、いつでも安心して汚水を流すことができるように維持管理していかなければならない。

また、地方公営企業として公共の福祉増進と独立採算制の原則のもと、安定した経営と受益者負担の適正化を図ることが必要であるが、下水道使用料は市民生活に直結するものであるため、できる限り安価となるようあわせて検討してきた。

このような観点から、使用料改定に必要な基本的な考え方を次のとおりとした。

(1)使用料算定期間について

日本下水道協会が国土交通省や総務省と連携して作成された下水道使用料算定の基本的考え方によると、一般的に3年から5年程度を基準に設定することが適当とされており、使用料算定期間は令和6年度から令和9年度までの4年間とした。

ただし、算定期間中だけでなく、長期的な経営の安定を図るため、令和4年6月に改定した経営戦略の期間である10年やその先の30年間を見据えた推計を行った。

(2)内部留保資金残高の考え方

日常的な支払いや年2回の企業債の償還を行うなどの運転資金として、現金の枯渇を避けるためには、年度末の内部留保資金残高は少なくとも3億円を上回る必要がある。

また、下水道事業の安定的な経営と施設の継続的な更新に取り組んでいくため、加え

て、災害時の対応に備えるためには、年間使用料収入見込みの約半分である12億円程度を確保する必要があると考えた。

(3)資金調達について

経営戦略改定時の長期推計によると、内部留保資金残高は、使用料水準を23%改定すると、令和18年度頃に最も少なく3億円を下回るが、その後増加していくことが見込まれる。また、その後示された令和3年度決算を踏まえた内部留保資金残高は、長期推計より増加したため、改定率は20%に抑えられた。しかしながら、現在の経済情勢における市民負担を考慮すると、更に改定率を抑える必要があるのではないかと委員意見を踏まえ、再検討した。その結果、更なる改定率抑制を行うことで、経営状況がより厳しくなる令和18年度前後において、一時的に他会計からの長期借入により資金調達を行い対応していくこととした。

4. 使用料改定

(1)改定率について

改定率は、前記の使用料算定期間・内部留保資金残高・資金調達の条件を踏まえ、18%引き上げることとした。

(2)使用料体系の考え方

①従量制

将来的に有収水量の大幅な増加が見込めないことから、施設を適切に維持していくためには、使用者が等しく負担し安定収入である基本使用料（基本料金）は一定程度確保し続ける必要があり、従量使用料（超過料金）との収入割合は現行と同じ全体の3割を維持することとした。

また、従量使用料については、現在も、使用水量が多ければそれだけ管に与える影響が増大することや、一般家庭の負担度合にも配慮した構成となっていることから、引き続き同様の累進度とし、一律引き上げることとした。

②従量制（温泉汚水）

合併前の旧斐川町において設けられた料金表であり、合併協議の中で、今後のあり

方については次期審議会で検討するとされていた。

現状の課題として、斐川地域の一部の利用者に限定して適用されていることなどから公平性に鑑みると、廃止が妥当であるという結論に達した。

③人数制

従量制使用料の改定率を一律としたことから、人数制についても同様の考え方とした。

※人数制：上水道以外に井戸水等を使用し、水道メーターで計測した水道使用量をもとに下水道使用料が算定できない場合に用いる使用料

5. 改定の時期

使用料算定期間を令和6年度から令和9年度までの4年間としたこと及び住民への十分な周知期間を考慮し、令和6年4月1日から使用する下水道使用量の使用料に適用することとした。

6. 今後の下水道使用料の検討について

下水道事業を将来にわたって安定的に経営していくためには、常に経営状況を分析するとともに、長期的な推計等も行いながら計画的に投資、財政運営を行うことが求められている。また、下水道施設が拡張から維持更新の時代を迎えることを踏まえるとともに、将来的な人口減少も見据え、広域連携も含めた更なる経営改革にも取り組む必要がある。

今後の下水道使用料の検討については、こうした経営努力を前提としつつ、適時適切に検証、見直しを行っていく必要がある。

一方、下水道使用料は、市民生活や雇用の場でもある中小企業、小規模事業経営に直結しており、使用料の改定が低所得者を含め市民の暮らしに与える影響は多大である。また、下水道使用料を含む公共料金が高くなると、官民連携により地方創生を進めていく中であって、地域活動や経済活動にとってマイナス要因となることも危惧されるという意見もある。こうしたことから、今後の下水道使用料の検討にあたっては、前述した不断の経営分析と経営改革に努めながら、将来にわたってできる限り安価となるよう努められたい。

7. その他

現在、下水道使用者の使用料負担と、個人で設置した合併処理浄化槽使用者の維持管理経費負担の格差是正などのために、合併処理浄化槽の維持管理補助金制度が設けられている。この制度の趣旨から考えると、この度の使用料改定により、補助金額の検証が必要と考える。

附属資料

1. 諮問書（写）
2. 出雲市上下水道料金等審議会 委員名簿
3. 審議会の開催状況
4. 新料金表及び現行の料金表（消費税10%込み）
5. 島根県内8市の下水道使用料比較（20 m³/月）



経 企 第 1 2 4 号
令和4年(2022)7月15日

出雲市上下水道料金等審議会
会長 山 岡 尚 様

出雲市長 飯 塚 俊 之



出雲市下水道使用料について（諮問）

下水道事業は、未普及解消の整備が進み、改築更新の時代を迎えています。老朽化の進展に伴う更新費用の増加が見込まれる中、下水道使用料は、地域によっては人口の減少が見込まれるなど、今後、大幅な増収は期待できない状況にあります。

そこで、市民生活の重要なインフラである下水道事業を、将来にわたり安定的に継続していくため、適正な下水道使用料の水準や体系及び改定時期等について、多方面から客観的な意見をいただき慎重に検討すべく、出雲市上下水道料金等審議会条例

（平成17年出雲市条例第341号）第3条の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- ・ 下水道使用料の額
- ・ 改定の時期

出雲市上下水道料金等審議会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	所属・役職等
足立 修司	中小企業診断士
石倉 奈津江	斐川地域（直江地区自治協会 副会長、斐川文化協会）
石崎 俊宏	河南・大社地域（佐田自治協会 幹事長）
北脇 祥大	出雲青年会議所 専務理事 <副会長>
高野 智子	島根県農業協同組合 出雲女性部長
小林 幹治	平田地域（北浜自治協会 会長）
武志 俊太郎	出雲ホテル連絡協議会 副会長
梶野 ちあき	出雲商工会 理事
中川 弘美	日本税理士連合会中国税理士会出雲支部 税理士
錦織 和人	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会 副会長
山岡 尚	出雲商工会議所 専務理事 <会 長>
山本 知子	出雲地域（大津自治協会 副会長）

出雲市上下水道料金等審議会 開催状況

区分	開催日時及び会場	審議内容等
第1回	令和4年(2022)7月15日(金) 10:00～12:00	委員委嘱、正副会長選任、諮問 ・下水道事業の概況 ・施設の概要 ・今後の開催スケジュール
	会場：出雲市役所 6階 全員協議会室	
第2回	令和4年(2022)7月29日(金) 視察：14:00～14:30 会議：15:10～16:30	・現地視察（宍道湖流域西部浄化センター） ・下水道事業の施設状況 ・下水道事業概成計画 ・今後の下水道事業の建設計画について
	視察：宍道湖流域西部浄化センター 会議：上下水道局 書庫棟2階会議室	
第3回	令和4年(2022)8月17日(水) 14:00～16:00	・出雲市下水道事業の財政見通しについて (下水道事業経営戦略) ・使用料のしくみについて (使用料改定までの流れ、改定の考え方)
	会場：上下水道局 書庫棟2階会議室	
第4回	令和4年(2022)10月13日(木) 14:00～15:30	・下水道使用料の水準について
	会場：上下水道局 書庫棟2階会議室	
第5回	令和4年(2022)11月2日(水) 14:00～15:40	・下水道使用料の水準について ・下水道使用料の体系について
	会場：上下水道局 書庫棟2階会議室	
第6回	令和4年(2022)11月18日(金) 14:00～15:00	・下水道使用料の水準について ・下水道使用料の体系について
	会場：上下水道局 書庫棟2階会議室	
第7回	令和4年(2022)12月23日(金) 14:00～14:35	・答申書(案)について
	会場：上下水道局 書庫棟2階会議室	

新料金表及び現行の料金表

【新料金表(答申)】

従量制

(消費税込)

区分(1か月につき)	汚水量	使用料(円)	改定率(%)
基本料金	8m ³ までの分	1,551	17.5%
超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え16m ³ までの分	185.9	17.4%
	16m ³ を超え25m ³ までの分	225.5	17.8%
	25m ³ を超え50m ³ までの分	246.4	17.9%
	50m ³ を超え100m ³ までの分	271.7	17.6%
	100m ³ を超え200m ³ までの分	300.3	17.7%
	200m ³ を超え500m ³ までの分	326.7	17.9%
	500m ³ を超える分	357.5	17.8%

※ 改定後の使用料は、現行使用料の税抜き金額に改定率(18%)を乗じ、基本使用料(基本料金区分)は10円未満を切り捨て、従量使用料(超過料金区分)は1円未満を切り捨て、消費税相当額を乗じた金額です。

従量制(温泉汚水)

廃止とする。

人数制

(消費税込)

区分(1か月につき)	使用料(円)	改定率(%)
1人世帯	2,343	18.0%
2人世帯	3,729	17.9%
3人世帯	5,115	17.8%
4人世帯	6,501	17.8%
5人世帯	7,898	18.0%
6人世帯	9,284	17.9%
7人以上の世帯	10,670	17.9%

※ 改定後の使用料は、現行使用料の税抜き金額に改定率(18%)を乗じ、10円未満を切り捨て、消費税相当額を乗じた金額です。

【現行料金表】

従量制

(消費税込)

区分(1か月につき)	汚水量	使用料(円)
基本料金	8m ³ までの分	1,320
超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え16m ³ までの分	158.4
	16m ³ を超え25m ³ までの分	191.4
	25m ³ を超え50m ³ までの分	209.0
	50m ³ を超え100m ³ までの分	231.0
	100m ³ を超え200m ³ までの分	255.2
	200m ³ を超え500m ³ までの分	277.2
	500m ³ を超える分	303.6

従量制(温泉汚水)

(消費税込)

区分(1か月につき)	汚水量	使用料(円)
基本料金	100m ³ までの分	11,000
超過料金 (1m ³ につき)	100m ³ を超え200m ³ までの分	121
	200m ³ を超え300m ³ までの分	132
	300m ³ を超え400m ³ までの分	143
	400m ³ を超え500m ³ までの分	154
	500m ³ を超える分	165

人数制

(消費税込)

区分(1か月につき)	使用料(円)
1人世帯	1,986
2人世帯	3,163
3人世帯	4,341
4人世帯	5,518
5人世帯	6,696
6人世帯	7,873
7人以上の世帯	9,051

島根県内8市の下水道使用料(従量制)比較

1か月20m ³ 使用した場合の下水道使用料				令和4年4月1日現在	
(円、税込)					
団体名	基本使用料	従量使用料	下水道使用料		
益田市	2,200	2,310	4,510	基本水量10m ³	
安来市	1,502	2,698	4,200	基本水量8m ³	
出雲市	答申	1,551	2,389	3,940	588円 増
	現行	1,320	2,032	3,352	基本水量8m ³
江津市	1,804	1,940	3,744	基本水量10m ³	
大田市	1,650	1,650	3,300	基本水量10m ³	
雲南市	1,207	2,086	3,293	基本水量8m ³ ※令和5年4月1日改定後	
松江市	880	2,200	3,080	基本水量なし	
浜田市	1,650	1,375	3,025	基本水量10m ³	

島根県内8市の下水道使用料(従量制)比較グラフ (単位:円、税込)

- ・令和4年4月1日現在
- ・1か月20m³使用した場合の下水道使用料
- ・県内8市平均は、出雲市は答申後の下水道使用料
- ※雲南市は、令和5年4月1日改定後の下水道使用料

県内8市平均
3,637円

